

茨城県後期高齢者医療広域連合事業運営検討委員会設置要綱

平成 20 年 5 月 1 日

訓令第 2 号

改正 平成 21 年 3 月 31 日 訓令第 4 号

改正 平成 26 年 7 月 16 日 訓令第 4 号

改正 令和 6 年 3 月 14 日 訓令第 6 号

(設置)

第 1 条 茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号。以下「規約」という。）に基づいて実施する事業の運営について、関係市町村（規約第 2 条に定める関係市町村をいう。以下同じ。）との連携を図り、事務処理を効率的かつ円滑に実施するために、事業運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事項
- (2) 医療給付に関する事項
- (3) 保険料の賦課及び徴収に関する事項
- (4) 保健事業に関する事項
- (5) 広域連合の予算（特別会計を含む。）に関する事項
- (6) その他後期高齢者医療事業の運営に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に定める選出区分（以下「選出区分」という。）ごとに、関係市町村の後期高齢者医療事務主管課長のうちから 5 人ずつ選出される委員をもって構成するものとする。この場合において、選出される委員には、選出区分ごとに、茨城県国民健康保険団体連合会支部規則（昭和 46 年茨城県国民健康保険団体連合会規則第 7 号）第 11 条第 1 項の支部長の所属する市町村の後期高齢者医療事務主管課長（以下「支部長所属の市町村の課長」という。） 1 人を含むものとする。

- 2 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により選出するものとする。
- 3 委員長は、委員会の業務を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

- 5 委員会に地区幹事を置き、選出区分ごとの支部長所属の市町村の課長をもって充てる。
- 6 地区幹事は、各選出区分の関係市町村の意見の集約及び調整を行う。

(会議)

第4条 委員会は、必要がある場合に開催し、委員長がこれを招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させることができるものとする。

(専門部会)

第5条 委員会は、第2条に定める委員会の所管事項を円滑に遂行するため、次の各号に掲げる専門部会を設置する。

- (1) 資格認定部会
- (2) 保険料部会
- (3) 給付部会
- (4) 保健事業部会

- 2 前項各号に掲げる専門部会の定数はそれぞれ11人とする。
- 3 専門部会は、関係市町村の後期高齢者医療事務担当者をもって構成するものとする。
- 4 専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、当該専門部会の部会員の互選により選出するものとする。
- 5 部会長は、当該専門部会の議長となる。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 専門部会の会議は、必要に応じ部会長が招集する。
- 8 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者を出席させることができるものとする。

(特別部会)

第6条 委員会は、第2条に定める委員会の所管事項のうち、特に重要な案件について協議するため、特別部会を設置することができる。

- 2 特別部会の組織、協議事項、会議等については、委員会が別に定める。

(任期)

第7条 委員会の委員並びに専門部会及び特別部会の部会員の任期は、選任された日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(特別部会の議決)

第8条 特別部会の議決は、委員長の同意を得て、委員会の議決とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会及び特別部会の庶務は、総務課が処理し、専門部会の庶務は、当該専門部会の事務を所管する担当課で処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定めることができる。

附 則

(適用の日)

第1条 この訓令は、平成20年5月1日から適用する。

(従前の茨城県後期高齢者医療広域連合事業運営検討委員会設置要綱の廃止)

第2条 従前の茨城県後期高齢者医療広域連合事業運営検討委員会設置要綱（平成19年茨城県後期高齢者医療広域連合訓令第13号）は、廃止する。

附 則（平成21年訓令第4号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第4号）

この訓令は、平成26年7月16日から施行する。

附 則（令和6年訓令第6号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

選出区分	関 係 市 町 村 名
県央地域 (11市町)	水戸市、笠間市、鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
県北地域 (9市町村)	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
県南地域 (14市町村)	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
県西地域 (10市町)	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町